

第7 海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜

1 応募資格

第1・1・(1)の応募資格を有する者で、次の条件を満たす者とする。

(1) 海外帰国生徒等の場合

原則として、外国に引き続き1年を超える期間在留して帰国し、令和9年4月1日現在、帰国後3年以内で保護者とともに三重県内に居住している者。ただし、保護者の帰国が遅れるときでも、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、三重県内に志願者と同居することが確実な者であれば応募を認める。

(2) 外国人生徒等の場合

保護者とともに三重県内に居住又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が6年以内の者（ただし、「入国後の在日期間が6年以内」とは、原則として、入国した日から令和9年4月1日現在で6年を経過していない場合をいう。）

2 提出書類

前期選抜及び後期選抜における応募手続に加えて、次の書類を提出する。

(1) 応募資格を証明する書類

- ・ 海外帰国生徒等 ---- 海外生活を証明する書類（在住期間明示のもの）
- ・ 外国人生徒等 ---- 外国籍を有することを証明する書類及び入国後の在日期間が6年以内であることを証明する書類

(2) 海外帰国生徒・外国人生徒等特別枠適用申請書（様式16）

(3) その他志願先高等学校長が必要とする書類

3 募集人数

海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜の募集人数は、入学定員の枠内とし、各高等学校とも海外帰国生徒・外国人生徒等を合わせて、原則として前期選抜、後期選抜それぞれ3人以内とする。ただし、飯野高等学校（英語コミュニケーション科）については原則として前期選抜、後期選抜それぞれ原則として7人以内とし、みえ夢学園高等学校（総合学科（午前の部）、総合学科（午後の部））については原則として前期選抜、後期選抜それぞれ原則として5人以内とし、前期選抜又は後期選抜のみを実施している高等学校については原則として6人以内とする。

海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜の募集人数に満たない場合は、一般入学者で募集人数を満たすことができる。

4 前期選抜

(1) 応募資格

第2・**1**・(2)の応募資格を有する者とする。

(2) 志願できる高等学校、校舎、学科・コース

- ・ 桑名北高等学校（普通科）
- ・ いなべ総合学園高等学校（総合学科）
- ・ 四日市四郷高等学校（普通科、普通科・スポーツ科学コース）
- ・ 川越高等学校（国際探究科）
- ・ 飯野高等学校（英語コミュニケーション科）
- ・ 稲生高等学校（普通科、体育科）
- ・ 津西高等学校（国際科学科）
- ・ 津東高等学校（普通科）
- ・ 久居高等学校（普通科）
- ・ あけぼの学園高等学校（総合学科）
- ・ 名張高等学校（総合学科）
- ・ 名張青峰高等学校（普通科、普通科・文理探究コース）
- ・ 松阪商業高等学校（国際ビジネス科）
- ・ 飯南高等学校（総合学科）
- ・ 昂学園高等学校（総合学科）
- ・ 宇治山田商業高等学校（国際科）
- ・ 鳥羽高等学校（総合学科）
- ・ 尾鷲高等学校（普通科、普通科・プログレッシブコース、情報ビジネス科、システム工学科）
- ・ 熊野青藍高等学校木本校舎（総合学科）
- ・ 熊野青藍高等学校紀南校舎（総合学科）
- ・ 北星高等学校（普通科（昼間部）、情報ビジネス科（昼間部））
- ・ みえ夢学園高等学校（総合学科（午前の部）、総合学科（午後の部））

(3) 実施方法

「第2 前期選抜」に基づいて実施する。

(4) 選抜方法

第2・**4**によるが、海外帰国生徒・外国人生徒等の事情を十分配慮したうえで決定する。

(5) 合格内定者の決定

合格内定者は、合否判定会議の審議に基づき、各高等学校長が決定する。

(6) 合格内定とならなかった者の後期選抜への応募

第2・**8**によるが、後期選抜における海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜に出願することもできる。

5 後期選抜

(1) 応募資格

第3・1・(2)の応募資格を有する者とする。

(2) 志願できる高等学校、校舎、学科・コース

- ・ 桑名北高等学校（普通科）
- ・ いなべ総合学園高等学校（総合学科）
- ・ 四日市四郷高等学校（普通科）
- ・ 川越高等学校（探究科、国際探究科）
- ・ 飯野高等学校（英語コミュニケーション科）
- ・ 稲生高等学校（普通科）
- ・ 津西高等学校（普通科、国際科学科）
- ・ 津東高等学校（普通科）
- ・ 久居高等学校（普通科）
- ・ あけぼの学園高等学校（総合学科）
- ・ 名張高等学校（総合学科）
- ・ 名張青峰高等学校（普通科、普通科・文理探究コース）
- ・ 松阪商業高等学校（国際ビジネス科）
- ・ 飯南高等学校（総合学科）
- ・ 宇治山田商業高等学校（国際科）
- ・ 鳥羽高等学校（総合学科）
- ・ 尾鷲高等学校（普通科、普通科・プログレッシブコース、情報ビジネス科、システム工学科）
- ・ 熊野青藍高等学校木本校舎（総合学科）
- ・ 熊野青藍高等学校紀南校舎（総合学科）
- ・ 北星高等学校（普通科（昼間部）、情報ビジネス科（昼間部））
- ・ みえ夢学園高等学校（総合学科（午前の部）、総合学科（午後の部））

(3) 募集方法

ア 受付期間、受付時間

第3・1・(3)・アによる。

イ 応募手続

第3・1・(3)・イによる。

(4) 志願変更

後期選抜において出願関係書類受付締切後、海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜（以下、特別枠選抜という）から特別枠以外の選抜への志願変更又は特別枠以外の選抜から特別枠選抜への志願変更を希望する者は、志願変更受付期間内において、1回に限り変更することができる。なお、中学校等が手続を行う場合は、入学者選抜又は入学者選考事務に係る証明書（様式23）の提示を必要とする。

既に中学校等を卒業した志願者については、原則として本人が手続を行う。また、県外からの志願者については、原則として保護者が手続を行う。

ア 変更手続（志願した高等学校又は課程、学科・コース内において、志願変更する場合）

- ・ 特別枠に係る志願変更をしようとする者は、在学する中学校等の校長に申し出るとともに、海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜の志願変更願（様式9）を、在学する中学校等の校長に提出する。
- ・ 中学校等の校長はWeb出願システムにより、出願した高等学校長に、PDFにした海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜の志願変更願（様式9）のデータを提

出する。

a 特別枠選抜から特別枠以外の選抜への志願変更の場合

中学校等の校長は、出願した高等学校長から海外帰国生徒・外国人生徒等特別枠適用申請書（様式１６）と応募資格を証明する書類の返付を受ける。

b 特別枠以外の選抜から特別枠選抜への志願変更の場合

中学校等の校長は、出願した高等学校長に海外帰国生徒・外国人生徒等特別枠適用申請書（様式１６）及び応募資格を証明する書類を提出する。

（備考） 志願高等学校又は課程、学科・コースを変更する場合は、第３・1・(4)・イにより、手続を行う。

イ 受付期間及び受付時間

(7) Web 出願システムによる海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜の志願変更願（様式９）の受付

課 程	受 付 期 間 ・ 受 付 時 間
全日制	令和９年２月２６日(金)９時から 令和９年３月４日(木)１２時まで
定時制	令和９年２月２６日(金)９時から 令和９年３月３日(水)１７時まで

(4) 海外帰国生徒・外国人生徒等特別枠適用申請書（様式１６）及び応募資格を証明する書類の返付及び受付

課 程	受 付 期 間	受 付 時 間
全日制	令和９年３月２日(火)から 令和９年３月４日(木)まで	９時から１６時まで (締切日は９時から１２時までとする。)
定時制	令和９年３月２日(火)から 令和９年３月３日(水)まで	１３時から２０時まで (締切日は１３時から１７時までとする。)

(5) 検査期日 令和９年３月９日（火）

(6) 検査内容等

作文と面接

なお、各高等学校長の判断により学力検査を課することができる。（別表７参照）

また、作文と面接の使用言語については、母語（または英語）又は日本語により実施できることとし、各高等学校長が定めるものとする。

(7) 検査会場

志願先高等学校（熊野青藍高等学校を志願する者は、木本校舎において受検する。）

(8) 選抜方法

調査書（様式４）、学力検査の成績及び面接・作文の結果等を選抜資料とし、総合的に判定して入学者の選抜を行い、合格者を決定する。

(9) 合格者の決定

合格者は、合否判定会議の審議に基づき、各高等学校長が決定する。